

議案第17号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 予防接種に関する証明に係る手数料の計算方法を変更するとともに、建築基準法の改正に伴い、省エネルギー、再生可能エネルギー利用等を目的とした特例の許可及び認定に係る制度を拡充し、併せて都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正に伴い、住戸ごとの評価区分を廃止し、及び住宅誘導仕様基準の区分に関する規定を追加する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあつては1税目、土地又は建物に関する証明にあつては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。

第3条第3項に次の1号を加える。

- (5) 前号の規定にかかわらず、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明（区税に関するものを除く。）については、その人数にかかわらず1通につき1件とする。

別表第1の102の項の次に次のように加える。

102 の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。
-----------	---	-------------------	---------	----------

別表第1の106の項の次に次の1項を加える。

106 の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
-----------	---	------------------	----------	----------

別表第1の107の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表の109の2の項中「第58条の規定による」を「第58条第1項の規定により」に改め、同表の109の3の項中「第58条の規定による」を「第58条第1項の規定により」に改め、同項の次に次の1項を加える。

109 の4	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
-----------	---	--------------------------	----------	----------

別表第1の121の項及び122の2の項中「に建築される」を「において建築等をする」に改め、同表の123の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。）（次項において「増築等」という。）の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において

同じ。)」を削り、同表の123の2の項中「又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の」を「若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期		
第1 都市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 2 4 年 法 律 第 8 4 号) 第 5 4 条 第 1 項 の 規	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)		認定申請のとき。	
	1 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出さ	(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)		4,700円
		イ 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円

定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

れた場合

	建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円
ロ 共用部分 (住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
ハ 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円

			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
			2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅
誘導仕様基準以外による場合	35,000円			
(2) 共同住宅等	イ 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000円

		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円
	誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
		ロ 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		138,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		180,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル		280,000円

		ルを超え5,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
	ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		242,000円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		300,000円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内		384,000円

			のもの			
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円		
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円		
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円		
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円		
第2 都市の 低炭素化の 促進に 関する 法律第55 条第1項 の規定に 基づく低 炭素建 築物新 築等計 画	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					
	1	申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅		3,300円	
			(2) 共同住宅等	イ 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
					建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円
					建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円
					建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円	
			ロ 共用部分	当該部分の床面積の合計	6,500円	

変更認定申請のとき。

の変更の認定の申請に対する審査

	が300平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000	112,000円

			平方メートル以内のもの		
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円	
(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円	
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円	
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円	
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円	
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円	
2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅		誘導仕様基準による場合	15,000円	
			誘導仕様基準以外による場合	18,000円	
	(2) 共同住宅等	イ 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000円
				建築物の総戸数が201	241,000円

	戸以上300戸以下のもの	
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000円
誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000円
ロ 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000円

		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	247,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
	ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
(3)	(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	123,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以	361,000円

		内のもの	
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

別表第3第3の部及び第4の部を次のように改める。

第3 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料			認定申請のとき。	
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				
	1 申請に併せて建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 一戸建て住宅	5,100円		
	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		21,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		46,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		81,000円
		ロ 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		16,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		27,100円
当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			80,400円		

			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
2-1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円	
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円	
		誘導仕様基準以外による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円

		誘導仕様基準以外による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
ロ	非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。第4の部において同じ。）による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
			当該非住宅部分の床	435,000円

				面積の合計が25,000平方メートル以上のもの			
			標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。第4の部及び備考第2項において同じ。）による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円		
				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円		
				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円		
				当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円		
				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円		
				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円		
				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円		
第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				変更認定申請のとき。	
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネ	1 申請に併せて建築物エネ	(1) 一戸建て住宅			3,700円		
		(2) (1)以外の建	イ 住宅部分	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円		

ルギ一消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	ネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	建築物		当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円	
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円	
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円	
			ロ 非住宅部分		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	
2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円		
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円		
	誘導仕様基準以外による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円			
		当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円			

		もの		
(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円
		誘導仕様基準以外による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円
	ロ 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
当該非住宅部分の床面積の合計が1,0			102,100円	

	00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
	当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
	当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
	当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
	当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
	当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
	当該非住宅部分の床面積の合計が10,	535,000円

				000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

別表第3第5の部2の款を次のように改める。

2 1 以外の場合	(1) 一戸建て住宅	性能基準 (省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
		モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
		仕様基準 (省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)又は誘導仕様基準による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	性能基準 (省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル	116,000円

		準をいう。未満のもの 以下同じ。	
		による場合	当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円
		フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 157,000円
		仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 157,000円
ロ 非住宅部分	モデル建物法によ		当該非住宅部分の床面積の合計が300 87,100円

	る場合	平方メートル未満のもの	
		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
		当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
		当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
		当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
	標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
		当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
		当該非住宅部分の床面積の合計が2,0	523,700円

			00平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

別表第3備考第6項中「法」を「建築物省エネ法」に改め、同表備考中第7項から第9項までを削り、第10項を第7項とし、第11項から第13項までを3項ずつ繰り上げ、第14項を削り、同表備考第15項中「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請」の次に「（誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。）」を、「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請」の次に「（誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。）」を、「旨の認定の申請」の次に「（性能基準又はフロア入力法による場合に係るものに限る。）」を加え、同項を同表備考第11項とし、同表備考第16項中「省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により」を「共同住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）を行う場合又は」に改め、「旨の認定の申請」の次に「（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）」を加え、同項を同表備考第12項とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項から附則第4項までの規定 公布の日

(2) 別表第1の102の項の次に1項を加える改正規定、同表の106の項の次に

1 項を加える改正規定、同表の107の項、109の2の項及び109の3の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定並びに同表の121の項、122の2の項、123の項及び123の2の項の改正規定 令和5年4月1日

2 この条例による改正後の第3条第3項の規定は、平成30年3月6日から適用する。

(経過措置)

3 令和4年10月1日において現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受け、又は同法第53条第1項の規定による認定の申請（同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。）がなされている低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 令和4年10月1日において現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受け、又は同法第34条第1項の規定による認定の申請（同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。）がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。